審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	地方公共団体等への貸付けの最高限度の認可（加工協）	根拠条項	第９６条第１項（第１１条の７準用）

審査基準	水産業協同組合法施行令（平成５年政令第 328 号）第２条及び第８条の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	１月	目次No.	１２９
						標準経由期間	日		